

はじめに

本規約は、国立研究開発法人科学技術振興機構が管理・運営する施設「日本科学未来館」(以下、「当館」という)の貸出施設(以下、「本施設」という)利用について定めるものです。

ご利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。

なお、常設展示ゾーン、シンボルゾーン、Geo Cosmosを利用する催しに関しては、別途「常設展示ゾーン、シンボルゾーン、Geo Cosmos利用規約／利用許諾申請書」の申請も必要となります。各規約を理解いただき、遵守くださいますようお願いいたします。

1. 利用日、利用時間、利用料金

1) 利用日

年末年始(12月28日～1月1日)を除き、ご利用いただけます。
※施設の点検・修理等でご利用いただけない場合があります。
※毎週火曜日は休館日のため、常設展・企画展へは入場できません。(春・夏・冬休み期間等は火曜日も開館する場合があります)

2) 利用時間

8:00～22:00(準備、片付け等の作業時間を含む)

3) 利用料金

利用内容(催事内容)により当館で種別します。

■特別料金

…広く一般社会に向けて科学技術に関する取組や成果を発信する公共性、公益性が高い催し

■一般料金

…上記以外

各施設の料金、割引制度等については「日本科学未来館 施設利用料金表」を参照ください。

2. 利用申込方法

1) 受付開始日

- ・7階 各施設・・・利用開始日の1年前
- ・1階 各施設・・・利用開始日の半年前
- ・その他各施設・・・利用開始日の半年前

ただし、全館を一体的に利用する催し等については随時検討いたします。

2) 利用照会

電話、電子メール等で本施設の空き状況や注意事項をご照会ください。その際、日時、主催者、催事名称、催事内容、参加予定人数をお知らせください。仮予約期間は原則2週間となります。期限を過ぎてもご連絡いただけない場合は仮予約を取り消すこともございます。

本施設の利用希望者は、「日本科学未来館 施設利用申込書」をお送りいたしますので必要事項に記入、捺印のうえ、郵送にてお申し込みください。

3) 利用の諾否

予約確定の諾否は、「日本科学未来館 施設利用申込書」当館受領後に、利用の可否ならびに料金種別等の審査を行い、原則14日以内に「日本科学未来館 施設利用承諾書」を発行し、これをもって正式予約となります。また、予約確定後(施設利用承諾書発行後)のキャンセルは、当館が定めるキャンセル料金を請求いたします。

4) 利用内容の変更・取消

利用内容の変更または取消等が生じた場合は、速やかに施設利用担当までご連絡ください。

(変更の手続き)

お申込後、利用者の都合により利用内容を変更する場合は、再

度「日本科学未来館 施設利用申込書」を提出してください。(取消の手続き)

お申込後、利用者の都合により予約を取消す場合は、速やかに施設利用担当までご連絡ください。その場合のキャンセル料金は以下の通りです。

正式予約後から	キャンセル料金
利用日の61日前まで	施設料金の10%
利用日の60日前～31日前まで	施設料金の30%
利用日の30日前～1週間前まで	施設料金の50%
利用日の1週間内	施設料金の100%

3. 利用にかかる権利の譲渡・転貸の禁止

利用者は、本施設を利用する権利について、その名目のいかんを問わず当該権利を第三者に譲渡することや、当該権利に質権等の担保を設定する等一切の処分行為をすることはできません。

4. 利用料金について

1) 施設利用料金等

「日本科学未来館 施設利用料金」を参照ください。

2) 利用料金の支払い

施設利用料金およびその他料金等は利用終了後、請求いたします。請求書に記載の期日(利用最終日月の翌々月末)までに当館指定の銀行口座にお振り込みください。なお、金融機関等の振込明細書をもって領収書に代えさせていただきます。また、振込手数料は利用者にてご負担願います。

5. 利用者に関する確認事項

利用者は、当館に対し、利用者、利用者を代理また媒介する者その他の利用者の関係者(以下、あわせて「利用者ら」という)が暴力団、暴力団の構成員または準構成員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その構成員(団体含む)が違法または不当な行為を行うことを助長または助長する恐れのある団体その他の反社会的勢力(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。改正があった場合には改正後のもの。以下「条例」といいます。)第2条第4号に規定される暴力団関係者を含み、以下「暴力団等」といいます。)に該当しないこと、暴力団等に支配されていないこと、暴力団等と一切の関係を有していないことおよび本施設を条例第2条第9号に規定する暴力団事務所(以下「暴力団事務所」といいます。)の用に供するものでないことを確認します。

6. 利用の範囲・制限および承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、施設利用をお断りもしくは利用承認の取り消し、または停止をさせていただきます。

- 1) 当館の設立目的を逸脱または当館の品位を損なうおそれがあると認められるとき
- 2) 当館の一般来館者に対して、企業や商品等のPRを目的としたものであると認められるとき
- 3) 直接的な販売行為、契約行為などの営利活動であるとき。ただし、催しに関連するもので事前に当館が認めた場合は除く
- 4) 政治的または宗教的な団体、内容であるとき
- 5) 利用者らが暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明したとき
- 6) 本施設の利用等が暴力団等の利益になると認められるとき
- 7) 公の秩序または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき

- 8)施設利用申込書に虚偽の記載があったとき、または承認した利用内容が著しく異なるとき
- 9)利用の権利を第三者に譲渡または、転貸したとき
- 10)施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- 11)災害、その他の不可抗力によって施設の利用ができない事由が発生したとき
- 12)当館の管理、運営上やむを得ない事由が発生したとき
- 13)当館の許可なく施設を利用したとき
- 14)その他、当館および第三者に対し、何らかの迷惑がかかるおそれがあるとき
- 15)過去に本規約に違反したことがあるとき
なお、利用取り消し、または、中止によって発生した被害は一切負担いたしません。

7. 免責および損害賠償

利用申込みにあたり、次の事項について、合意したものといたします。

- 1)本施設利用期間中(準備・撤去含む)の展示物および利用者・参加者等が持ち込まれた物品(貴重品を含む)等の盗難・破損事故および人身事故については、その原因の如何に問わず、当館は一切の責任を負いません。
- 2)天変地異、関係各省庁からの指導、その他当館の責に帰さない事由により、利用が中止されたときのいかなる損害についても、当館は一切の責任を負いません。
- 3)その他、利用者が本規約に違反したことによって、当館が損害を被った場合には、その損害や付随する損害について全額賠償請求させていただきます。(利用後に判明した違背も含みます。)
- 4)当館の建造物・展示物・設備・什器・貸出部品等を毀損・紛失させた場合は、その損害に対して全額賠償請求をさせていただきます。
- 5)当館の責に帰すべき事由により、利用者に損害が発生した場合、当館は受領した利用料金を限度として、その損害を賠償するものとします。ただし、利用者の損害のうち、機会損失等の得べかりし利益について、当館はその損害の責任を負いません。

8. 支払遅延損害金

利用者が金銭責務の履行を遅延した場合は、支払期日の翌日から完済に至るまで、年5%の割合による遅延損害金を当館に支払うこととします。

9. 利用者の責務

利用者は、次の事項を遵守してください。

- 1)利用者は、常に善良なる管理者の注意をもって本施設を利用すること。
- 2)利用期間中(準備・撤去含む)の催しに関する管理責任は、関係業者、催し関係者の行為によるものであっても、すべて利用者が責任を負うこと。また、事故防止には万全を期すこと。
- 3)不測の事態等に備え、本施設の利用前に非常口、避難誘導方法、消火器の位置等を確認するとともに、利用者の使用人、作業員等関係者、来場者等に対して事前に説明すること。なお、災害など緊急時には当館の指示に従い避難誘導等行うこと。
- 4)利用者は、利用者の責任と費用負担において必要な損害賠償保険、傷害保険などに加入すること。
- 5)本施設内に持ち込まれた備品、物品等については、利用者が保管の責任を負うこと。

- 6)その他本施設の利用に関し、当館担当者と相談のうえ、その指示に従うこと。

10. 利用に関する打ち合わせ、申請書類等

利用にあたり、以下の内容について打ち合わせをさせていただきます。

- 1)施設利用の内容、スケジュール
開催日20日前までに利用内容確認書を提出ください。
- 2)会場レイアウト
本施設内に備付けの机・椅子等の基本レイアウトからの変更をご希望の場合は別途(有料)承ります。
※簡易なレイアウト変更は利用者にて実施することができませんが、利用終了後は必ず開始時のレイアウトに原状回復してください。原状回復ができていない場合は別途料金が発生する場合があります。常設展のレイアウト変更はできません。
- 3)会場の付帯設備・備品の使用
使用する付帯設備・備品については、開催日20日前までに「機材・備品利用申請書」を提出ください。設備の操作は、原則として利用者にて行ってください。(調整室内および一部の機器は除きます。)機器を持ち込まれる場合は、別途電気料金等を申し受ける場合があります。
- 4)搬入出
搬入出のスケジュールは、提出いただいた「利用内容確認書」に記載のスケジュールを考慮し、施設利用担当で調整いたします。物品の搬入出時等に利用施設、備品、付帯設備、展示物等を汚損・破損する恐れのある場合は、施設利用担当の指示に従い、利用者の責任と費用負担で必ず床面・壁面・展示物等を養生してください。所定の養生が認められないときは、作業を中止していただき、汚損・破損箇所が認められた場合は、実費にて請求いたします。
- 5)荷物管理
事前に荷物を会場へ発送する場合は、必ず施設利用担当に確認し、「荷物事前発送確認書」にて申請ください。荷物の大きさや個数により、保管場所となる会場をお借りいただく場合や利用者にて荷受けしていただく場合があります。
- 6)警備
多数の来場者が予想される場合の警備は利用者にて実施してください。警備の実施方法については必ず施設利用担当と協議してください。
- 7)施工、電気工事の有無
会場内に装飾を施す場合は、施工図面、作業届出書を提出してください。
施設内に電気の増設工事等を行う場合は、電気図面と電気工事士免許の写しを提出してください。
- 8)関係機関への届出
施設利用に際しての必要な法令に定められた関係官庁等への届出、許可申請等は利用者が行ってください。内容については施設利用担当にご相談ください。
なお、1日の来場者数が1,000名を超える催しについては消防署へ『催し物開催届出書』の提出が必要となります。
- 9)その他提出書類
その他、施設利用担当より案内する申請書を、指定期日までに提出ください。

11. 利用当日

利用当日は防災センターにお越しください。鍵の引き渡しを行います。利用終了後は、防災センターにて鍵を返却ください。

鍵の貸出・返却時間をもって利用料金を確定し、請求いたします。

12. 工事施工上の注意

1) 本施設内避難通路の確保や重量物・電源の設置等、利用施設内のレイアウトや各種工事に関しては、施設利用担当と事前に内容を相談のうえ、その指示に従って実施してください。

電気工事・高所作業等、免許・資格が必要な作業を行う場合は、事前に図面および当該免許・資格証等の写しを必ずご提出ください。

2) 幹線工事を伴う一次電気工事・臨時電話工事については、施設利用担当と事前に十分に打合せのうえ、利用者の責任と費用負担で行ってください。

13. 立ち入り

施設利用担当は、利用者が本施設を利用中であっても本施設に立ち入り、点検し、必要であれば適宜の処置を講じることができます。

14. 原状回復等

利用者は、予約した利用時間を厳守し、当該利用時間内に利用施設、備品および付帯設備等を原状に回復し、施設利用担当の点検を受けた後、本施設から退室してください。特に常設展を利用する場合は通常の開館時間(10:00～17:00)に支障がないように利用時間を厳守してください。

15. 利用上の注意事項

1) インターネット接続

・7階コミュニケーションフロア等の各室にインターネット設備を完備しております。館内各室との共有回線のため通信速度が不安定になる場合があります。

・インターネットに関するサービスはすべてのお客様のご利用を保証するものではありません。コンピュータの機種の設定およびネットワークの通信障害等によりご利用できない場合があります。

※コンピュータおよび機器のセットアップサービスは行っておりません。

・インターネット設備を利用されることにより発生したすべての損害について、一切の責任を負いかねます。また、当館の判断によりご利用をお断りする場合があります。(ウイルス感染・大量のパケット通信等)

・共有回線を利用し無線LAN環境を構築する際は事前に申請ください。当館の許可なく無線機器等を使用したことにより、展示物の停止、事故等が発生した場合には、利用者に責任を負っていただきます。

2) ゴミの処理

催事で発生したゴミについては、お持ち帰りください。当館にて処理を希望する場合は事前にご相談ください(有料)。なお、著しく施設を汚損した場合は、別途清掃料をいただくことがあります。

3) 飲食・喫煙

飲食および喫煙は指定された場所をお願いいたします。

※催事参加者等への飲食物の提供については、事前にご相談ください。

※常設展示ゾーンにおいては原則飲食禁止といたします。

4) 展示施設への入館

開館時間(10:00～17:00)の催事関係者・参加者、個人での常設展・企画展への入場は原則有料となります。開館時間以外の常設展利用の場合は別途お問い合わせください。主催者より事前申請があった場合は、割引料金(団体料金)が適用となる場合がありますので事前にご相談ください。

5) 共用部分の利用

受付は、原則、利用する本施設の出入口付近にてお願いいたします。看板の設置、物品の展示で共用スペースを利用する場合は、当館の承認が必要です。

複数の催事の同時開催時には、施設利用担当が調整いたします。

16. 準拠法等

本規約については日本語のみで作成され、日本法を準拠法とします。また、本施設の利用に関する訴訟等については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

国立研究開発法人科学技術振興機構

日本科学未来館

プラットフォーム運営室 施設利用担当

TEL: 03-3570-9191 (休館日を除く)

FAX: 03-3570-9150

E-mail: kouryushisetsu@miraikan.jst.go.jp